

2022 年度 ジャパンカップ問題

チェロニア海溝およびオーシャン・チャレンジャーに関する事件

(アーチャン国 対 ローティア共和国)

1. アーチャン国（以下、アーチャン）はネレウス海に位置する小さな島国である。発展途上国であり、人口は約 60 万人である。アーチャンはアーチャン島という島のみによって構成されている。アーチャン島は、ネレウス海嶺と呼ばれるネレウス海の中央を南北方向に走る中央海嶺上の唯一の陸地である。周囲を海に囲まれており、アーチャンの経済は漁業に大きく依存している。
2. ローティア共和国（以下、ローティア）はアレヴァンティア大陸の東岸に位置する工業国であり、人口は約 3 千万人である。ローティアは東にネレウス海に面し、アーチャンの約 550 海里西にある。ローティアの経済は 2010 年に不況に直面していたが、回復しつつある。近年の経済成長は、ロボットや再生可能エネルギー関連の新技术によって牽引されている。
3. アーチャンとローティアはネレウス海の西部でお互いに向かい合っている。両者の間にはチェロニア海溝と呼ばれる海の深い部分があり、ネレウス海嶺に対してほぼ平行方向に走っている。アーチャンの大陸棚はチェロニア海溝に向かってなだらかな斜面となっている。ローティアの大陸棚は海岸から 200 海里を若干超える地点まではなだらかに落ち込んでいき、その後は海溝に向かって急勾配で深くなっている。チェロニア海溝までの最短距離は、アーチャンから 330 海里、ローティアから 220 海里である。チェロニア海溝は、地質的・地形的に異なる二つの大陸棚の部分の境界である。
4. アーチャンとローティアはそれぞれ 1988 年 12 月と 1992 年 6 月に国連海洋法条約を批准した。両国はこれ以降、自国の大陸棚に関する情報を収集するため、海岸から 200 海里を超える海域において測量活動を開始した。1990 年代半ばには、両国は双方の大陸棚に対する主張が重なりうることを認識するようになった。しかし、他方が一方的に行った測量活動に対して懸念が表明されたことが数回あるのを除いて、特に具体的な対応はとられていない。両国の間でこの問題に関する協議も行われなかった。
5. 2009 年 3 月、アーチャンは国連海洋法条約 76 条 8 項に従い、自国の 200 海里を超える大陸棚に関する情報を大陸棚の限界に関する委員会（以下、CLCS）に提出した。アーチャンの申請はチェロニア海溝周辺の海域を含んでおり、準備中であつたローティアの申請が対象としていた海域との間に重複があつた。ローティアはただちに口上書を国連事務総長に送付し、海洋境界画定紛争の存在を CLCS に通知するとともに、CLCS の手続規則附属書 I・5(a)項に従ってアーチャンの申請を審査しないよう CLCS に対して求めた。ローティアは翌 4 月に自国の申請を CLCS に対して提出した。これに対して、アーチャンもローティアによるものと同様の口上書を送付し、CLCS に対してローティアの申請を検討しないよう求めた。
6. アーチャンとローティアの申請はともに、国連海洋法条約第 76 条 4 項(a)(ii)の規定のみに基づいて、大陸棚の脚部から 60 海里を超えない点を結ぶ線を用いて大陸縁辺部の外縁を

設定している。両国の申請は、チェロニア海溝の上部およびその周辺に沿った帯状の海域（以下、チェロニア海溝海域という）で重複しており、南北方向に延びていて最も広いところで幅は約 40 海里である。アーチャンの申請における大陸棚の限界はローティアの排他的経済水域（EEZ）の限界に極めて接近しているが、完全にその外側にある。

7. 2012 年 8 月、アーチャンに所在する私立大学であるアーチャン海洋大学は、所属する研究者がチェロニア海溝海域において研究航海を行い、海底に多数の熱水噴出孔が存在していることを発見したと発表した。同大学のプレスリリースによれば、熱水噴出孔周辺には様々な生物が棲息しており、銅、鉛、亜鉛などの鉱物資源が豊富に存在している可能性がある。プレスリリースは、噴出孔周辺の生態系を十分に解明するためには、さらなる研究が必要であるとも述べている。この研究結果が報道されると、ローティアは当該調査活動が自国の同意なく行われたものであるとして、アーチャンに対して抗議をおこなった。

8. 2013 年 1 月、アーチャンとローティアはチェロニア海溝海域について協議を開始した。アーチャンは自由な調査活動の実施が両国に認められるべきであると主張した一方で、ローティアは問題の発生を避けるために両国の同意を必要とすべきとの立場をとったため、両国は同海域における海洋科学調査の規制について合意することができなかった。しかし両国は、問題の最終的解決のためにはチェロニア海溝海域の境界画定が必要となるとの理解に基づいて、協議を継続することで合意した。2013 年 8 月に行われた協議では、双方の口上書を撤回したとしても、CLCS の勧告が得られるまでは相当の時間がかかることが予想されるため、勧告を待たずに解決を図る必要があることで意見が一致した。その後、2019 年までの間に 8 回の協議が開催された。しかし、大陸棚に対する主張の重複部分をどのように境界画定するかについて合意に至ることはできなかった。

9. 2019 年 8 月、以下の点を内容とするプレスリリースが両国外務省のウェブサイトですれぞれ公開された。

- ・両国は、両国の大陸棚の境界画定が必要であるという点について合意に達した。また、境界画定の対象となる海域は、チェロニア海溝海域と一般的に呼ばれている、両国の CLCS への申請の重複部分であることについても合意された。

- ・両国は、2013 年から 2019 年の間の長期間に渡って協議を続けてきたが、重複海域の境界画定方法については合意することができなかった。アーチャンは、境界画定は自然の延長に基づいて行われるべきであると主張している。ローティアは、均等に分割すべきであるとの立場をとっている。両国間における見解の相違は、境界画定方法についてのみ存在していることも確認された。海洋境界画定において考慮されるべき他の事情が存在しないことについて合意は得られている。

- ・両国は、海洋境界画定の問題について、交渉を通じたこれ以上の進展は現実的ではないとの認識で一致した。このような認識に基づき、この問題を国際司法裁判所（ICJ）に付託することについて、原則として合意に至った。付託のための詳細を合意によって決定するため、今後速やかに協議が行われる。

・国際司法裁判所への付託について最終的な合意が得られた後に、両国は双方の CLCS に対する申請に関する口上書を撤回するものとする。

10. 2019 年 12 月、ローティアでは選挙の結果として政権交代が起きた。新政権では、一部の有力な政治家が海洋境界画定問題を ICJ に付託する決定に異議を唱えはじめ、むしろチェロニア海溝海域における自国の権益を保護するためにさらなる措置をとるべきであると主張するようになった。ローティアにおけるこの外交方針の変化の結果として、ICJ への付託に向けた協議は中断することになった。2020 年 6 月、ローティアはチェロニア海溝海域の海底熱水噴出孔周辺の生物多様性を保護するために、同国の EEZ および大陸棚に適用される海洋環境保護法に基づいて、海洋保護区を設置した（以下、チェロニア海溝海洋保護区という）。チェロニア海溝海洋保護区は、ローティアの CLCS に対する申請が対象としている全域に適用され、アーチャンの申請が対象としている海域も含んでいる。海洋環境保護法は、海底に設定される海洋保護区について、鉱物資源開発、海洋科学調査、海底トロール漁および海底パイプラインの建設による海底環境の攪乱を禁止している。海洋保護区で禁止された活動を行った場合については罰則があり、これは関係した船舶または人の国籍を問わず適用される。アーチャンはローティアに抗議を行い、チェロニア海溝海域海洋保護区の設立は自国の権利を侵害し、国連海洋法条約を含む国際法と整合しないと主張した。アーチャンはその抗議の中で、境界画定が行われるまでの間は、海洋科学調査のように双方の権利を害さないで実施できる活動を禁止する権利は両国のいずれにもないことを強調した。アーチャンはさらに、ローティアに対して協議に復帰するよう求めたが、ローティアは応答しなかった。

11. アーチャンとローティアとの間で緊張関係が高まる中、アーチャン海洋大学がチェロニア海溝海域の海底熱水噴出孔を研究するための研究航海を 2021 年 3 月に計画していることが報じられた。航海を計画するにあたり、大学は計画に問題がありうるかについてアーチャンの科学教育省および外務省について文書により照会を行った。両者は連名の文書によって、「ローティアに対して海洋科学調査への同意申請を行うのでなければ、当方としては貴大学の研究航海計画について特段の対応を求める立場にはない。」と回答した。この回答に基づいて、大学は調査船オーシャン・チャレンジャー（旗国はアーチャン）を当初の計画通りにチェロニア海溝海域に派遣することを決定した。

12. 研究航海の計画は報道を通じてローティア当局の知るところとなり、次の声明が発表された。「わが国の大陸棚で行われる海洋科学調査については、国連海洋法条約に従ってわが国の同意が必要である。アーチャンの海洋主張を考慮したとしても、一方的な海洋科学調査の実施は適用のある国際法規則の明確な違反である。そのような行動はチェロニア海溝に関する紛争を悪化させることにしかならない。アーチャン海洋大学に対して計画を再考するよう強く求めるとともに、アーチャンに対して調査船の出港を阻止するように要求する。」

13. ローティアが研究航海に関する声明を発表した後すぐに、ローティアに居住するチェロニアと呼ばれる先住民族の団体が研究航海を 2021 年 5 月以降に延期するようアーチャン海洋

大学に要請した。チェロニの人々は、調査活動による騒音によって、問題の海域を3月に移動することが知られているウミガメが追い払われることへの懸念を表明した。チェロニの人々は自らについて、別の大陸からネレウス海を渡りアレヴァンティア大陸に移住した人々の子孫であると考えている。その伝説によれば、先祖が海洋を横断する長旅の中で困難に直面していたとき、巨大なウミガメが「海の最も深いところ」から現れ、現在のローティアにあたる地域に導いたとされる。この伝説に基づいて、チェロニの人々は毎年3月になるとチェロニア海溝上部の海域に向かいウミガメに供物を捧げている。これはチェロニの人々にとって民族のアイデンティティに深く結びついた重要な宗教的・文化的行事である。また、チェロニの人々が海で長大な距離を移動することを可能としてきた、航海に関する伝統的知識を維持するための方法としても意味を持っている。

14. アーチャン海洋大学はチェロニの人々の指導者と複数の会合を持ち、研究対象海域を縮減するなど調査計画を修正することで計画がチェロニの人々に受け入れ可能なものとならないかを検討した。しかし、チェロニ側はあくまでも研究航海の延期を主張した。大学は最終的に、要請は受け入れられない旨公式に回答した。大学側は、科学的な研究成果によれば、海洋生物に対する調査活動の影響は限定的なものであることが示されており、計画を変更する理由はないとした。チェロニの人々は、その後アーチャンの裁判所において、差止請求を行った。裁判所は「チェロニの人々が伝統的な儀式を行う権利は、アーチャンの法律上保護の対象となっていない」として、請求を認めなかった。差止手続にかかる手続の中では、大学側とチェロニ側の双方がこの問題に関する専門家の意見を提出している。大学側の専門家意見は、調査活動の影響は、仮に存在するとしても非常に狭い範囲にしか及ばないとした。チェロニ側の専門家はこれとは異なる見解であり、ウミガメの移動パターンに対して影響が及ぶ可能性は排除できないとした。

15. 2021年3月8日、オーシャン・チャレンジャーは予定通りチェロニア海溝海域に到達し、活動を開始した。複数の自律型無人潜水機（AUV）を用いて、海底熱水噴出孔周辺の生物の様子撮影や、サンプルの採取が行われた。また、オーシャン・チャレンジャーは海域の地質について情報を得るため、地震探査を行った。調査を開始して3日目、ローティア沿岸警備隊の警備船がオーシャン・チャレンジャーに接近し「わが国大陸棚における無許可の海洋科学調査は認められない。ただちに当海域を退去せよ」と通告した。同日、ローティア外務省はアーチャンのローティア大使を呼び出し、オーシャン・チャレンジャーがすべての活動を停止するとともに、アーチャンの港に帰港するように要求した。

16. オーシャン・チャレンジャーの船長であるカシー氏は、ローティア沿岸警備隊による警告に対して、AUVを海から収容し、すべての海洋調査活動を停止する形で対応した。カシー氏は警備船に対して、調査活動を一時停止したこと、そして、オーシャン・チャレンジャーは今後の対応に関する大学からの指示を待つために現場海域にとどまることを無線で連絡した。これに対して警備船は応答せず、海域を退去するよう求める警告を繰り返した。

17. 翌日の3月11日未明、警備艇からボートによって派遣されたローティア沿岸警備隊員

数名がオーシャン・チャレンジャーに乗り込んだ。警備隊員は3月8日から10日にかけて行われた海洋科学調査に関する書類や資料を提出させ、これらは後に押収された。カシー氏は警備隊員のこれらの行動に対して抗議を行ったが、警備隊員は武装しており、要求に従わざるを得なかった。警備隊員らはその後、カシー氏に対して同海域を立ち去るよう再度告げたのち、下船して警備船に戻った。その後、オーシャン・チャレンジャーは大学からの指示にしたがって、同海域を離脱した。

18. 2021年8月、カシー氏はローティアの刑事裁判所において、海洋環境保護法および外国海洋科学調査規制法の違反で訴追された。ローティアの外国海洋科学調査規制法の下では、外国船舶がEEZまたは大陸棚で調査を行う際には同意が必要である。同意なく海洋科学調査を行った者に対しては罰則として罰金が定められている。また、同法は、同意なき調査が行われている疑いがある場合に、外国船舶に対して立入検査を行う権限を沿岸警備隊員に認めており、証拠によって嫌疑が確認された場合には船舶の拿捕を行うことができる。

19. 2022年4月6日、アーチャンの駐オランダ大使はローティアを相手方とする訴状を国際司法裁判所に提出した。訴状では管轄権の根拠として、国際司法裁判所規程36条2項に基づくアーチャンとローティアの宣言が援用されている。ローティアは本件紛争に対する国際司法裁判所の管轄権とアーチャンの請求の受理可能性を争っているが、両当事国はその問題を本案とともに扱うことに合意した。両国はともに国際連合の加盟国であり、国連海洋法条約、自由権規約、社会権規約、生物多様性条約および条約法に関するウィーン条約の当事国である。

20. ローティアは国連海洋法条約を批准した際に、287条に基づく書面による宣言を行っている。この宣言では、優先順位をつけずに、国際海洋法裁判所および附属書VII仲裁裁判所を受け入れるとしていた。ローティアはその後2000年に、国際司法裁判所規程36条2項に基づいて、裁判所の管轄を同一の義務を受諾する他の国に対する関係において当然にかつ特別の合意なしに義務的であると認める旨の宣言を行った。ローティアの宣言には留保が一点付されており、「紛争の当事国が、別の紛争解決手続によることに合意したか又は合意する紛争」を除外している。アーチャンは、1980年に留保を付することなく国際司法裁判所規程36条2項に基づく宣言を行っている。アーチャンは、国連海洋法条約287条に基づく宣言を行っていない。

21. 各当事者の請求は次のとおりである。

- a. アーチャン国は、裁判所が次のように判決し宣言するよう謹んで求める。
 - i 裁判所は、本件紛争について管轄権を有し、アーチャン国の請求は受理可能である。
 - ii アーチャン国とローティア共和国との間の200海里を超える大陸棚の境界線は、自然の延長に基づいて画定すべきである。
 - iii ローティア共和国は、オーシャン・チャレンジャーに対する立入検査を行い、カシー氏に対して刑事手続を開始したことによって国連海洋法条約に違反した。
 - iv アーチャン国は、オーシャン・チャレンジャーが海洋科学調査を実施することを許

容したことによって国連海洋法条約に違反していない。

- b. ローティア共和国は、裁判所が次のように判決し宣言するよう謹んで求める。
 - i 裁判所は、本件紛争について管轄権を有さず、アーチャン国の請求は受理可能ではない。
 - または、その代わりに、
 - ii ローティア共和国とアーチャン国との間の 200 海里を超える大陸棚の境界線は、重複海域を等分する形で画定すべきである。
 - iii ローティア共和国は、オーシャン・チャレンジャーに対する立入検査を行い、カシー氏に対して刑事手続を開始したことによって国連海洋法条約に違反していない。
 - iv アーチャン国は、オーシャン・チャレンジャーが海洋科学調査を実施することを許容したことによって国連海洋法条約に違反した。